

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十七条第一項の規定によつて、賀茂郡
豊栄町吉原土地改良区の解散を平成二十四年一月六日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算し
て六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができ
る。

平成二十四年一月十六日

広島県知事 湯崎英彦